

令和5年3月

工事請負契約約款等の一部改正について

工事請負契約約款及び修繕請負契約約款を一部改正します。

1 施行日と適用案件

施行日：令和5年4月1日

適用：施行日以降に契約締結する案件

2 改正内容

災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び修繕中の不可抗力による損害については、発注者が損害合計額を負担する旨を規定した。